

●後期高齢者医療加入者の皆さんへ ～令和8年度 資格確認書等更新のお知らせ～

現在お持ちの資格確認書(クリーム色)の有効期限は、**令和8年7月31日まで**です。

後期高齢者医療制度では令和8年7月31日(金)までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、すべての人に資格確認書を交付していますが、令和8年8月1日(土)以降は以下のとおり取り扱いが変わります。(年齢は令和8年8月1日(土)時点)

- ・ 85歳以上の人全員
- ・ 84歳以下でマイナ保険証を普段からご利用されていない人(マイナ保険証をお持ちでない人含む)

新たな資格確認書(浅葱色)を7月中に特定記録郵便などで送付します。8月1日からご利用ください。

- ・ 84歳以下でマイナ保険証を普段からご利用されている人(※)

新たな資格確認書は交付しませんので、引き続きマイナ保険証をご利用ください。(7月中に資格情報のお知らせを送付します。ご自身の資格情報の確認などにご利用ください。)

なお、マイナンバーカードを紛失した人、更新中の人、マイナ保険証での受診が困難な人など資格確認書が必要な場合は、役場健康ほけん課にて資格確認書の交付申請をお願いします。

※マイナ保険証を普段からご利用されている人は、以下の条件をともに満たす人です。

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている人
- ②概ね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用されている人

- ・ 新しい自己負担割合は、令和8年度の住民税課税標準額をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの資格確認書(クリーム色)は、**令和8年8月1日(土)以降に、健康ほけん課医療保険係へ返却するか、ご自身で破棄していただきますようお願いいたします。**

- ・ 負担区分(限度区分)が低所得者Ⅰ・Ⅱの人および現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人で、**「限度区分が併記された資格確認書」**をお持ちでない人は、外来および入院で受診される際に利用できますので、必要な場合は健康ほけん課医療保険係に申請してください。マイナ保険証を利用すれば、申請がなくても自己負担限度額までの支払いとなります。(長期に入院されている場合の届出は必要です)

【申請に必要なもの】資格確認書、本人確認書類

※資格確認書の裏面に臓器提供の意思表示欄がありますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。
なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口を用意していますので、詳しくは健康ほけん課医療保険係へお問合せください。

■対象者の自己負担割合と要件

自己負担割合	要件
3割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が145万円以上の人がある世帯の加入者
2割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が28万円以上の人っていて、「年金収入+その他合計所得」が200万円以上(世帯に2人以上の被保険者がいる場合は合計額が320万円以上)の人(自己負担割合が3割の人を除く。)
1割	上記条件に該当しない世帯の加入者

●入院したときの食事代が変更になりました

令和8年6月1日以降の入院での食事代について、次の表のとおりに変更になりました。

①入院時食事療養費(一般病床、精神病床などに入院したとき) 食費の標準負担額(1食当たり)

負担区分		食費
現役並み所得者		550円 ^{※1}
一般Ⅰ・一般Ⅱ		
低所得者Ⅱ	90日以内の入院(過去12カ月の入院日数)	270円
	90日を超える入院(過去12カ月の入院日数) 長期入院該当 ^{※2}	220円
低所得者Ⅰ		130円
老齢福祉年金受給者		
境界層該当者		



※1 指定難病患者の人は、330円の場合もあります。また、平成28年3月31日において既に1年を超えて精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している人は260円の場合もあります。

※2 低所得者Ⅱに該当し、過去12カ月で入院数が90日(低所得者Ⅱの区分の認定を受けている期間に限る)を超える場合は役場健康ほけん課窓口で長期入院該当申請をしてください。



②入院時生活療養費(医療療養病床^{※3}に入院したとき)

食費・居住費^{※4}の標準負担額(食費は1食当たり、居住費は1日当たり)

負担区分	医療区分Ⅰ (右に該当しない人)		医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い人) ^{※5}		指定難病患者	
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
現役並み所得者	550円 ^{※6}	430円	550円 ^{※6}	430円	330円	0円
一般Ⅰ・一般Ⅱ			270円		270円	
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12カ月の入院日数)	270円	270円	430円	270円	0円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数) 長期入院該当 ^{※2}		220円		220円	
低所得者Ⅰ	160円	0円	130円	0円	130円	130円
老齢福祉年金受給者	130円		130円		130円	
境界層該当者			130円		130円	

※3 「医療療養病床」は保険医療機関における、急性期を脱し長期の療養を必要とする人のための病床です。

※4 「居住費」は療養病床に入院しているときの光熱水費相当額の負担分です。

※5 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める人(平成18年厚生労働省告示第488号)。

例えば、人工呼吸器、中心静脈栄養等を要するなど、密度の高い医学的な管理が必要な人、回復期リハビリテーション病棟に入院している人などのことです。

※6 保険医療機関の施設基準等により510円の場合もあります。



●国民健康保険加入者の皆さんへ～「資格確認書等」の一斉更新の時期です～

■資格確認書等の更新について

マイナ保険証（健康保険証として利用登録されているマイナンバーカード）の保有状況などに応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に郵送します。

・資格確認書について

マイナ保険証を保有していない人に送付します。世帯主宛に**特定記録郵便**で郵送します。有効期限は「**令和9年7月31日**」です。新しい資格確認書は令和8年8月1日以降にご使用ください。有効期限内に高齢受給者証の対象になる人（70歳到達）や、後期高齢者医療制度に移行する人（75歳到達）は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

・資格情報のお知らせについて

マイナ保険証を保有している70歳以上の人、記載内容に変更がある70歳未満の人に送付します。世帯主宛に**普通郵便**で郵送します。

70歳以上を人の有効期限は「**令和9年7月31日**」です。有効期限内に後期高齢者医療制度に移行する人（75歳到達）は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

70歳未満の人の資格情報のお知らせの有効期限は**ありません**ので、大切に保管してください。紛失された場合は申請いただくと再交付ができます。

社会保険などに加入した場合、保険が自動で切り替わることはありません。既に社会保険などに加入した人の資格確認書等が届いた場合、速やかに国民健康保険の資格喪失手続きを行ってください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証について

マイナ保険証を保有している人は、「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請は不要です。

マイナ保険証を保有していない人は申請が必要です。**8月1日以降も必要な場合は申請をしてください。**

マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

南阿蘇村公式キャラクターの利用について

〈問い合わせ〉政策観光課 政策係 ☎0967(67)1112



3月に村の魅力をより多くの人へ届けるために誕生したブルルとミルリ。多くの人たちに愛される存在を目指す一方で、ブルルとミルリの魅力を守りながら、地域PRや商品展開などへ安心して活用できる環境づくりを目的とし、南阿蘇村公式キャラクターの使用に関するガイドラインを制定しました。

ブルルやミルリを活用する場合、利用料は無料ですが、事前に役場へ申請が必要となりますので、村HPおよびガイドラインをご確認ください。



村HP

【公式キャラクターを利用できる内容】

- ①村の観光・産業・文化のPRに資する活動
- ②村産品または村に関連する商品・サービスの提供
- ③地域コミュニティの活性化に資するイベント・活動
- ④教育・学術・文化的活動（非営利に限る）
- ⑤その他、村長が適当と認める活動

